## 「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編(対象実需給年度:2025年度)」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	7	プロファイリング計量値 同計量値の算定まで一定の時間を要するため、実効性テストの再テスト判断に影響する場合が想定されるが、何等か実効性テストの実績を把握する上での代替策があればお示し頂きたい。	容量市場としては、容量提供事業者の実効性テストの再テスト申込み時の条件として、初回テストの実績確認を必須条件としてはおりません。 容量提供事業者が再テストを否判断を1週間以内に行うことが難しい場合は、再テスト要否 判断前に再テストを申込した後、 不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者に連絡することで キャンセル可能としています。
2	14	【要望】『提出書類の準備(需要抑制)』について 電源等リストと合わせて提出する「需要家との合意書」について、以下のような形で、発動指令電源対象地点が増加しても市場参加者の業務負担が増えないような配慮をいただけると幸いです。 (例1) DR約款や当該仕様書といった、「容量市場への参加合意」の旨を明記した書類と、当該書類を締結した対象需要家一覧データを併せて提出する。 (例2) 「容量市場への参加合意」を明記したwebなどによる参加申込画面と、左記手続きで申込された対象需要家一覧データを併せて提出する。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
3	14	P14「〈提出書類の準備(需要抑制)〉」につきまして、 提出書類の1つである「需要家との合意書」については、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くいただく方向について、ご検討いただけませんでしょうか。 具体例としては、DRサービス約款等にて、「容量市場へ参加することに合意したものとする」等を明記し、 当該約款と、CISから出力した対象需要家情報一覧のExcelデータを併せて提出することで代替証憑と認める等、より簡易な方法もお認めいただきたく存じます。 容量提供事業者の業務負荷軽減のためにも、是非ご検討のほどお願いいたします。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
4	14	【要望】 『提出書類の準備(需要抑制)』について 「需要家との合意書」は、(1)例えばDR約款や当該仕様書において、「容量市場への参加合意」の旨を明記した上で、当該約款・仕様書および社内管理サーバから出力した 対象需要家一覧データを併せて提出すること、(2)webによる参加申込画面で「容量市場への参加合意」を明記し、当該申込画面およびこれを介して申込された対象需要 家一覧データの出力データにより代替可能とする等、市場参加者の業務負荷軽減にもご配慮いただければ、と考えております。 なお、電源等リスト申込とは異なる事象となりますが、小規模変動電源リスト(変動電源アグリ)についても、同様の考え方を適用いただければ幸甚に存じます。	
5	29	電源等リストの審査 地点重複のチェックについて、実施するタイミングと頻度を見直してほしい。異なる電源区分間での重複チェックも同様に実施してほしい。	ご要望として、今後の検討の参考とさせて頂きます。
6	30	エビデンスの提出 電子媒体の郵送と共に、メールやファイルアップロードシステム等での提出も認めて頂きたい。	弊機関の情報管理の都合上から、CD-R等の電磁的記録媒体に保存し郵送いただきますようお願いします。
7	32	実効性テスト期間中の電源等リスト変更 重複有無の付け合わせ頻度を高めることで地点変更不可の期間を短縮してほしい。実需給期間中の変更申込は毎月10日が締切となっており、実効性テスト断面でも実務面での対応は可能と思料。また、電源等リストの不備対応は10営業日以内とされており、実効性テスト期間中の変更についての対象事業者による確認も同期間内に行うこととする点には、一定の妥当性がある。	ご要望として、今後の検討の参考とさせて頂きます。
8	14	「容量市場マニュアル実効性テスト編に関する意見募集補足説明資料」p14に、"実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととする。"と記載がございますが、実効性テストを予定している容量提供事業者以外が経済DRを行った場合でも、BL算定の除外対象となるのでしょうか。除外対象となるのであれば、経済DRを行った他事業者へ確認・証憑受領に時間を要する可能性があるため、広域機関への申出期日5日以内を緩和することはできないでしょうか。	お問い合わせのケースは容量提供事業者がアグリゲータの場合であって、発動指令でDRを発動する事業者が実効性テストの実施者でない場合として回答します。容量提供事業者以外の需要家等が経済DRを行った場合でも、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中であるという条件に該当していれば、ベースライン算定の除外対象となる場合はございます。その場合でも弊機関へのお申出は実効性テスト実施日の5日以内に実施いただき、証憑書類等の提出に時間を要する場合は個別にご相談ください。

No.	頁	ご意見	回答
9	36	アグリゲーターは、実効性アストによって発生した電力量を適切に市場等へ提供するために、各地点に電力を供給している小売電気事業者に対して、発動指令後速やかに特定卸供給を実施するための計画修正を依頼する(そのための事前相談を行う)のですが、小売電気事業者によっては、当該制度に対しての理解が残く、対応を求めても応じられない(体制がない)または応じないと言われることがございます。アグリゲーターによる相対交渉だけでは、適切な市場等へのkWh提供が難しい場合があるため、小売電気	弊機関ホームページ内の「容量市場かいせつスペシャルサイト」に掲載している資料や「エネル ギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」等を利用して小売電気事業者側と の交渉にご活用下さい。 (参考資料)エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_syste ms/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf
10	43	実効性テストの実施は、完全ランダムとするのではなく供給予備率を考慮するといった条件を設定できないでしょうか。 調整力公募などは、天気や予備率などを考慮しながらある程度の準備ができるものの、実効性テストではそれがない状況です。発動指令を受信後に特定卸供給を実施するに は、速やかに計画提出等の作業が必要となるため、当該対応を実施する体制を期間中常に維持し続ける必要があります(当社は、早朝の発動指令にも対応できるよう、毎 日早朝に人員を配置している状況です)。当該体制の維持には、いつ何時起こるかわからない状況下で常に待機しておくよりも、ある程度発動の可能性を考慮できるほうが望ましく、実需給時の発動指令条件と一致または類似する条件の場合に実効性テストを行うといった条件設定をいただけると幸甚です。	実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫と
11	44	当日調整の時間帯について,「DR 実施時間の5 時間前から2 時間前までの6 コマ」でよろしいでしょうか。補足説明資料に「4時間前から1時間前」との記載があったため念 のための確認です。	ご指摘ありがとうございます。補足説明資料を修正いたします。
12	45	に注4、電力學給入り出等を終まえたべー / ライン自定の取り扱い、前電 ノロクラム参加地方に対する収扱いも同様でよいか、それ以外の場合、別途周別をお示し頂きたい	節電プログラムの参加に関わらず、マニュアルに記載の通り、電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済 DR が実施された場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済 DR 実施日を除外する等の対応を行います。
13	45	「注4 > 1. 経済 DR 実施日の取扱い」について,経済 DR 普及の観点から,「容量提供事業者からの DR 指令が結果的に電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間中ではなかった場合」でも,実効性テストのベースライン算定における除外日としていただけないでしょうか。	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、 全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていてことされている現状に鑑み、電力需給 ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを 予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出が あった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、 当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。
14	45	「注4 > 1. 経済 DR 実施日の取扱い」について,以下の場合は実効性テストのベースライン算定における除外日に該当しますでしょうか。 ・容量提供事業者と需要家との間で,特定の期間(電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間中とは限らない)における需要抑制に対し需要家にインセンティブが発生する内容の契約を締結している。 かつ ・需要家が自らの判断で DR を実施したタイミングが,電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間と合致している。(容量提供事業者からの DR 指令は無し)	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、 全国人で省工ネ・節電の取り組みを積極的に進めていてことされている現状に鑑み、電力需給 ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを 予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出が あった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるペースライン算定で、 当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。

No.	頁	ご意見	回答
15	45	実効性テストのベースライン算定における経済DR実施日の除外について、「電力需給ひつ迫警報もしくは注意報が発令期間中」との条件がございますが、 昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくためには、「電力需給ひつ迫警報もしくは注意報が発令期間中」以外であっても 経済DRを実施することが期待されるため、「電力需給ひつ迫警報もしくは注意報が発令期間中」の条件は不要ではないでしょうか。 また、同日中に経済DRと実効性テストが発動された場合のベースラインについては、「High 4 of 5 (当日調整あり)」以外で算定することも可能としていただけないでしょうか。 (例) 経済DR:12~15時 実効性テスト: 17~20時 の場合、実効性テストのベースライン算定における当日調整時間帯が経済DRの実施時間帯にあたり High 4 of 5 (当日調整あり)では適切なベースラインが算定できない。 代替案:①「High 4 of 5 (当日調整なし)」 ②「High 4 of 5 (当日調整なし)」 ②「High 4 of 5 (当日調整あり)」ただし、同日中に複数回のDR発動があった場合、2回目以降の当日調整時間は1回目の当日調整時間を適	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、 全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていてこととされている現状に鑑み、電力需給 ひっ追注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを 予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出が あった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、 当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。
16	45	経済DRのうち、ベースライン算定対象を「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」に限ることは、実効性テストが実施されるまでの間、実効力を担保すべくベースラインを引き下げることを回避する必要が生じるため、経済DR実施をやむを得ず控えなければならない。このような取り扱いは経済DRの発動や今後のDR発展を阻害するもの (※詳細は下記のとおり) であり、「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」以外の経済DRについても、ベースライン算定対象から除外していただきたい。   <経済DRの発動に関する詳細>   経済DRは引いてはエリア需給の安定に資するものであり、省エネや節電の取組みとして評価され、幅広く促進されるべきものである。ベースラインの算定対象の考え方によって   経済DRの発動が抑制されることにより、エリアの需給ひっ迫を招く方向となることは、需給ひっ迫対策に逆行するのではないか。   <今後のDR発展に関する詳細>   【お客さまの受容性】   お客さまは、小売事業者のBG需給改善がエリア需給安定に繋がることも意識して経済DRの取組みを加速していただいている。実効性テストの未達リスクが発生する状況で   は経済DRの発動は出来ず、折角のお客さまの需給改善へのご協力意思にお応えできないこととなり、今後のDR発展に悪影響を及ぼすものと考える。   また、「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」という条件が付されることによって、ベースラインの算定が複雑となってしまうため、お客さまのご理解が得られないこと   が懸念される   【改正省エネ法】   改正省エネ法の関連審議会 (省エネルギー小委員会・工場等判断基準ワーキンググループ) では、省エネ・節電の取組みの推進の観点からDRを促進するために、経済   DR、電源 I'、需給調整市場等、お客さま (需要家) のあらゆるDRの取組みを評価対象とする方針が示されている。このようなDRの取組みを幅広に評価しようとする方向性と、今回の経済DRの発動抑制を引き起こすベースラインの算定対象の扱いについて整合性が取れておらず、お客さまの積極的なDRの取組みを阻害することになりかねない。   [ERABガイドライン]   [ERABガイドライン]   [ERABガイドライン]   [ERABガイドライン]   [ERABガイドライン]   [ERABガイドラインには、DR実施日がベースラインの算定対象から除外となっており、本件のマニュアルの「電力需給ひつ迫注意報もしくは警報の発令期間中」に限った経済   DRだけを対象から除外するといった考え方は読み取るこか出来ない。本ガイドラインのDR促進という趣旨と違えているのではないか。	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、電力需給ひっ追注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるペースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせて頂きます。
17	54	注3 文末が見切れていると思われ修正いただきたい	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
18	54	「注3:実需給年度中の…」について、文章に脱字があると思われます。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
19	54	注3:文章が途中で切れてしまっているため修正いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

No.	頁	ご意見	回答
20	56	(補足説明資料)代替報告 1回3時間未満の電源 I ´発動が複数回あり、延べ時間が合計3時間以上となる場合にその実績の平均値を代替報告の対象とお認め頂き たい。	実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。 系動指令は、容量確保契約容量以上の供給力を1回の発動につき3時間継続して提供することがリクライアメントで 定められており、実効性テストでも3時間継続して供給力を提供して頂くこととしています。 1回3時間未満の電源 I ´発動が複数回あり、延べ時間が合計3時間以上となる場合におけるその実績の平均値では、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を十分に確認できないと考え、代替報告の対象から除いております。
21	56-60	表番号がp84の一覧表と相違しているため修正いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
22	79	(補足説明資料)同一地点において需要抑制と電源がある場合、異なる電源等リストに需要抑制、電源それぞれを別々に登録することは可能か。	(同一地点において、) 供給地点特定番号・受電地点特定番号があり、それぞれ個別の計量値を一般送配電事業者から取得できる場合、需要抑制として1つのリソース、電源(逆潮流)として1つのリソースとなりますので可能です。 需要抑制分は、供給地点特定番号に基づく計量値に基づき、High 4 of 5でベースラインを設定し、その抑制量が容量市場における発動指令実績として評価されます。また、電源(逆潮流)分は、受電地点特定番号に基づく計量値に基づき、ベースラインをゼロとして、その発電量が容量市場における発動指令実績として評価されます。